



裁判例・裁決例で学ぶ!!

“相続税申告”にあたり税理士が知っておきたい
「鑑定評価」と「税務評価」の異同点シリーズ

定期借地権の底地 の 鑑定評価と税務評価 の異同点

(貸宅地)

講師

井上 幹康氏

井上幹康税理士不動産鑑定士事務所
税理士・不動産鑑定士

1985年(昭和60年)生まれ、群馬県沼田市出身。

早稲田大学工学部応用科学科・同大学院卒、在学中に気象予報士試験合格。

平成22年 IT系上場企業入社、経理実務全般を経験。

平成24年 税理士法人トーマツ(現デロイトトーマツ税理士法人)高崎事務所に入社、東証一部上場企業含む法人税務顧問、組織再編、IPO支援、M&Aの税務DD業務、セミナー講師、資産税実務を経験。

平成30年7月 税理士として独立開業(浦和支部所属)。

令和3年4月 不動産鑑定業開業(埼玉県知事登録) 自社株評価、不動産評価に強い事務所を目指し活動中。

東京生講座
オンラインLIVE講座*

10/4(月)17:00-19:00

※オンラインLIVE講座はチャットによる質問が可能
※オンラインアーカイブは3営業日後12:00より視聴可能

会場受講 先着 20名様限定

オンライン受講 無制限

会場

[浜松町] ビジョンセンター浜松町

JR山手線・京浜東北線「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分

東京モノレール羽田空港線「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分、都営大江戸線・浅草線「大門駅(A1出口)」徒歩5分

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F TEL:03-6262-3553

受講料

一般: [会場受講] 15,000円(税込)
[オンライン]

会員: 無料

資産税実務研究会 / 定額制クラブ /
資産税オンライン会員

お申込み・詳しい講座内容は裏面をご覧ください。

ごあんない

定期借地権の底地は相続税申告においてもあまり登場頻度が高くないだけに、いざ遭遇した際に評価ミスが発生しやすいです。

税務評価にあたっては評価通達25(2)と平成10年個別通達を適切に使い分ける必要があります。一方鑑定評価では収益還元法が中心的な手法となります。

今回は、裁決例を通じて、定期借地権の底地の税務評価と鑑定評価の異同点及び通達評価額によらず鑑定評価額で相続税申告する際の注意点について解説します。

講座内容

- 定期借地権の底地につき鑑定評価額による相続税申告の是非が争われた事例
(平成28年12月5日非公開裁決TAINS:F0-3-508)

会場案内

[浜松町] ビジョンセンター浜松町

東京都港区浜松町2-8-14 浜松町TSビル4F,5F,6F

TEL:03-6262-3553

- ・JR山手線・京浜東北線
「浜松町駅(南口-S5階段・金杉橋方面)」徒歩3分
- ・東京モノレール羽田空港線
「モノレール浜松町駅(南口-1出口)」徒歩3分
- ・都営大江戸線・浅草線
「大門駅(A1出口)」徒歩5分



お申込み方法

必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。折り返し受付確認票を送付いたします。HPからもお申込みいただけます。

FAX送信先 **03-5539-3751**

HPからのお申込みはこちら <http://farbe-net.com/>

10/4(月)「定期借地権の底地(貸宅地)の鑑定評価と税務評価の異同点」申込書

受講形式 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 会場受講 (20名様) オンラインLIVE受講 (無制限) オンラインアーカイブ受講 (無制限)

種別 ※いずれかの項目にチェックを入れてください。

- 定額制クラブ 会員(無料) 資産税実務研究会 会員(無料) 資産税オンライン会員(無料) 一般

参加者名 | フリガナ

事務所名

ご住所 〒

TEL.1

TEL.2 携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。

FAX

E-mail